

御立自治区 規約

私たちは地域住民として、より住みよい地域共同社会を創造するため、御立自治区を組織し、ここに御立自治区規約を定める。

第 1 章 総 則

【名称と構成】

第 1 条 この自治区は御立自治区(以下「自治区」という)と称し、区域内の住民(以下「地域住民」という)をもって構成する。

【目的】

第 2 条 自治区は、地域住民の福祉の向上と、住みよい町づくりを図ることを目的とする。

【運営の基本理念】

第 3 条 自治区の運営は、地域住民の個性と自主性を尊重し、地域住民の総意を前提として民主的に運営されなければならない。

【区域】

第 4 条 自治区の区域は、御立町、美里5・6丁目及び美里4丁目、神池町の一部の区域とする。

【事務所】

第 5 条 自治区の事務所は御立児童館に置く。

【事業】

第 6 条 自治区は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 地域住民・諸団体等の意見調整、連絡等に関すること。
2. 地域住民の相互扶助並びに福祉に関すること。
3. 地域住民の生活環境整備並びに生活安全に関すること。
4. 地域のコミュニティ活動の振興に関すること。
5. その他、前各号に関連する事業。

第 2 章 組

【隣組】

第 7 条

1. 自治区に 組 を設ける。
2. 組の区域は地理的及び社会的条件を考慮して定めるものとする。

【組長】

第 8 条

1. 組に組長を置く。
2. 組長の任期は原則として1年とし、組内の地域住民の持ち回りにより就任するものとする。
3. 組長は組内の地域住民の協力を得て、次の事項を処理する。
 - 1) 組内の意見の取りまとめ及び自治区諸活動への協力。
 - 2) 組内における行事の企画及び実施。
 - 3) 組内の区民の異動状況を把握し、異動が生じた際には「異動届」を自治区事務所へ提出。
 - 4) 区費、募金等の徴収及び「回覧」等の文書回覧や書類等の配布。
 - 5) 区長が出席を要請した会議及び行事(福祉厚生活動等)への出席、参画。

第 3 章 役 員

【役員】

第 9 条 1 . 自治区に次の役員を置く。

職 名	定 数	任 期	備 考
区 長	1 名	2 年	副区長1年+区長2年
副区長	2 名	3 年	会計担当2年+行事担当1年
評議員	13名(13ブロック各1名)	2 年	毎年半数を入れ替え
会計監査	1 名	2 年	会計監査は相談役が行う
相談役	1 名	2 年	

※会計は副区長2名のうち1名が兼務する

1	2	3	4	5	6	7	年度
◎							◎ 区長
○	◎	◎					○ 行事担当副区長
		○	◎	◎			△ 会計担当副区長
△	○			○	◎	◎	
	△	△	○			○	
			△	△	○		
					△	△	

ローテーションは左記のとおり

2. 役員選考委員会は組長会議で選任された組長4名(御立町、美里4丁目、美里5丁目、美里6丁目の組長各1名)と相談役、役員及び評議員とで構成し、委員長を互選する。
3. 役員の選任は、総会の議決による。

【任期】

- 第 10 条
1. 区長は2年(副区長1年+区長2年)、副区長は3年、評議員、会計監査、相談役は2年とし、再選を妨げない。
 2. 役員、評議員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

【役員の職務】

- 第 11 条
1. 区長は区務全般を掌理し、自治区を代表する。
 2. 副区長は区長を補佐し、区長不在のときは区長を代行する。
 3. 副区長のうち1名は自治区の会計事務を掌理する。
 4. 評議員は区務を審議する。
 5. 会計監査は自治区の会計事務を監査する。
 6. 相談役は区長の要請により会議等に参加し、意見を述べることができる。

【役員会】

- 第12条
1. 役員は第9条第1項に定める役員で構成する。
 2. 役員会は毎月1回開催するものとし、臨時役員会は必要の都度開催するものとする。

【部会の設置】

1. 区長は第6条に定める事業を達成するため必要な部会を置き、部会長を指名することができる。
2. 部会長は部会の事業を遂行するにあたり、対外的な関係会議に参加する場合は自治区を代表して出席し、その結果を区長または役員会に報告するものとする。

第4章 総会

【総会】

- 第14条
1. 自治区に総会を置く。
 2. 総会は次の事項を審議または決議する。
 - 1) 役員の選出
 - 2) 事業計画及び予算
 - 3) 事業報告及び決算
 - 4) その他、自治区運営の基本方針に関する事項

【招集】

- 第15条
1. 総会は定例総会と臨時総会とし、区長がこれを招集する。
 2. 定例総会は毎年3月に開催するものとし、臨時総会は必要の都度、随時開催するものとする。

【議長】

- 第16条
- 議長は総会の都度、出席者の中から互選する。

【議事】

- 第17条
1. 総会は現組長と次年度組長が出席して開催するものとし、組長が出席できない時は予め組長が指名したものが出席するか、委任状を提出し、総会における議決事項に対する権限の一切を区長に委任することができる。
 2. 総会は定数の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 財務

【区費】

- 第18条
1. 自治区の運営経費は、区費、賛助金、児童館使用料その他の収入をもってこれに充てる。
 2. 区費は一世帯あたり年額6,000円、または一定の条件に該当した世帯は同3,000円とする。
賃貸住宅に居住する世帯は年額3,000円とする。
但し、要があると認めたときは、総会の承認を得て臨時の区費を徴収することができる。
年度の途中から自治区民になった世帯は、月割りで月額500円または250円で計算した額を徴収する。但し転入した月は除外する。
転出者は年度内において、本人の請求により、上記と同じ月額で計算した額を返還する。
その他詳細は「御立自治区 運営細則」によるものとする。
 3. 店舗・事業所・病院の賛助金は年額6,000円とする。但し、個人経営で御立自治区に居住し、組の一員として区費を納入している店舗、事業所からは徴収しない。

【会計年度と予算】

- 第19条
- 自治区の会計年度は3月1日から翌年2月末日までとし、その予算及び決算について会計年度毎に総会の承認を得なければならない。

第6章 規約・細則の改廃

【規約の改廃】

- 第20条
1. この規約を改廃する場合は、総会において出席者の過半数の同意を必要とする。
 2. この規約に基づく「自治区運営 細則」の制定及び改廃は役員会の決議による。

- 付則
- この規約は令和4年4月1日より適用する。
1. この規約は、令和6年3月17日より一部改正して適用する。

〔改定履歴〕 昭和59年1月、昭和60年1月、昭和61年3月、平成元年3月、平成3年4月、平成17年4月、平成25年4月、平成29年4月、令和4年4月、令和6年4月

御立自治区 運営細則

1. 役員の選出

- (1) 規約第9条に定める役員のうち、区長、副区長及び会計監査の選出は、同条2項の役員選考委員会において選考、推薦された者を総会に諮り、承認を得る。
- (2) 評議員の選出は各地域の組長が協議し、推薦したものを総会にて、承認を得る。
- (3) 評議員の定数は当分の間、御立町は5名、美里4丁目2名、美里5丁目4名、美里6丁目2名とする。
- (4) 相談役は役員会において推薦し、区長が委嘱する。
- (5) 前区長は、相談役として就任する。

2. 児童館の使用

- (1) 児童館の使用者は事前に使用申請書を提出し、区長の許可を得る。
使用者が施設、備品等を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 営利を目的とする使用料は、4時間 5,000円とする。
但し、習い事を含む教育活動と認めた場合は、4時間 1,000円とする。
- (3) 外部団体、個人の使用料は、4時間3,000円とする。
- (4) 区内の同好会(助成金交付団体を除く)に類する団体の使用料は、4時間500円とする。

3. 区費

- (1) 持ち家の世帯は一世帯 6,000円とする。
二世帯同居、親世代と子世代が別棟でも同じ敷地内、または隣接した敷地に居住していれば同一世帯とする。
- (2) 賃貸住宅に居住の世帯は一世帯 3,000円とする。
- (3) 持ち家であっても次に該当する世帯は 3,000円とする。
 - ① 独身で一人暮らし (75歳以上の場合は次の(4)①に該当し、免除)
 - ② 独身で、75歳以上の親と同居
 - ③ 夫婦二人暮らしでどちらか、または二人とも75歳以上
 - ④ 要介護4以上の家族と同居している世帯
- (4) 次に該当する世帯は 免除とする。
 - ① 75歳以上で一人暮らし
 - ② ひとり親世帯で下の子供が20歳未満
但し、収入のある同居人が居れば 3,000円とする。
 - ③ 障がい者手帳を有する障がい者と同居している世帯
 - ④ 生活保護を受けている世帯

4. 慶 弔

- (1) 自治区在住の世帯に子供が出生したとき、出生祝い金一人につき 5,000円を支給する。
- (2) 自治区民の葬儀には、区長が会葬し、5,000円の弔慰金を支給する。
- (3) 火災、水害等、災害については、規模、状況に応じて見舞金を支給する。
※それぞれ発生から2ヶ月以内に申請してください。

5. 助成金、負担金

- (1) 自治区の認める次の団体に助成金を支給する。(年額)

①白寿会	160,000円	④消防団	要請のあった額
②交鷺会	120,000円	⑤御立子供会	会員一人当り 1,200円
③御立花の会	20,000円	⑥あすなろ子供会	同上

- (2) 関係各団体、学校関係の負担金を支払う(年額)

①美里コミュニティ会議	要請のあった額
②美里地区防災防犯推進連絡協議会	要請のあった額
③野見小学校:交通安全推進協議会、防犯推進協議会	要請のあった額
④広川台小学校: 同上	要請のあった額

6. 環境美化

- (1) 春・秋の自治区内の環境美化活動は、各世帯1名の参加により行う。なお、欠席者の出不足金は、1回1,000円とする。
- (2) 自治区内のごみステーションには、回収日以外にはごみを出してはならない。

7. 防 災

有事に際しては区長の指揮にて復旧救済活動を行う。

8. 部会の役割

1) 環境衛生部会

自治区内の防疫、清掃、河川、排水路、ごみ袋斡旋等、生活環境美化に関する企画運営を担当する。

(2) 夏祭り部会

各種助成団体との連絡調整及び御立自治区夏祭りの企画運営を担当する。

(3) 青少年育成部会

青少年育成活動の企画運営を担当し、環境保全事業への協力をする。また自治区よりコミュニティ会議 青少年育成部会に一人派遣する。

(4) 福祉部会

福祉思想の啓発、勉強会、敬老会の企画運営を担当する。また自治区よりコミュニティ会議福祉部会に一人派遣する。

(5) 防犯部会

防犯に関する企画運営を担当し、ふれあい広場の維持管理を担当する。

(6) 広報部会

区内広報活動を担当する。各行事の写真撮影、「みたちだより」発行(年3回)

(7) 交通安全部会

交通安全に関する企画運営を担当し、部会長は市の交通安全委員を兼ねる。

(8) 土木部会

地域内の公共事業等の審議。

(9) 自主防災会

自主防災組織活動に関する企画運営を担当する。

(10) その他

自治区より、コミュニティ会議健康づくり部会に一人派遣する

9. 役員等の活動費

自治区役員等の年間活動費は、次のとおりとする。

①区長	600,000円	⑥相談役	5,000円
②副区長	250,000円	⑦自主防災会会長	20,000円
③評議員	40,000円	⑧自主防災会副会長	10,000円
④組長	10,000円	⑨防火管理者	10,000円
⑤会計監査	5,000円		

上記細則に明記されない事項ある場合は、慣例に従い、慣例なき場合は、役員会において協議する。

10. 賃貸集合住宅及び自治区ブロック制の対応について

(1) 賃貸集合住宅(アパート・マンション)の施設をグループ単位として編成する。

原則はそのグループから組長を選出し、ひとつの組編成とする。

組を編成しない場合、希望すれば一世帯単位で近隣の組に編入することができる。

※新たに賃貸集合住宅設置の場合は組長選出による組編成の申請をお願いする。

(2) 区費の徴収は組を編成した場合は組長が、そうでない場合は賃貸集合住宅の

所有者もしくはそれを管理する会社が組長を代行して行い、自治区へ納める。

(3) 組を編成しない賃貸集合住宅の居住者は地域ブロック住民として、各個人が

自治区と関わり、自治区 の事業、活動に参画していくこととする。

(各グループは自治区ブロックに所属して地域活動に参加する。)

その方法について以下に記す。

3-1) 御立自治区事務所掲示板からの情報取得

3-2) 御立自治区ホームページ「御立自治区掲示板」からの情報取得

アドレス <https://sites.google.com/site/mitachijichiku/>

(Yahoo、Googleなどで「御立自治区」と入力すれば検索できます。)

3-3) 区長、副区長及びブロック担当の評議員に直接問い合わせ

情報取得

3-4) 地域ブロック住民としての行動責任範囲は各グループ単位とする。

ごみ立哨はグループ内での当番制として実施する。

11. 文書・帳簿の保管期間

(1)自治区の文書・帳簿の保管期間は以下のとおりとする。

文書・帳簿の名称	責任者	保管年
自治区規約・運営細則	区長	永年
総会資料・総会議事録	区長	永年
施設等管理規則	区長	永年
児童館建設契約書	区長	永年
歴代役員名簿・写真	区長	永年
墓地関連の資料	区長	永年
行事アルバム	区長	永年
「みたちだより」	区長	永年
区民台帳	区長	永年
各種記念誌	区長	永年
決算書・会計簿	副区長	10年
領収書	副区長	10年
役員会議事録	副区長	5年
組長会議事録	副区長	5年
回覧資料	副区長	3年
行事資料	副区長	3年

付則

- 1 この細則は、令和4年4月1日より適用する。
- 2 この細則は、令和4年6月11日より一部改正して適用する。
- 3 この細則は、令和5年1月14日より一部改正して適用する。

【改訂履歴】

平成元年4月、同6年4月、同9年4月、同12年4月、同14年4月、同15年4月

同16年4月、25年4月、同26年4月、同27年4月、同29年4月

・令和4年6月:5. 助成金、負担金の(1)⑤御立子供会、⑥あすなろ子供会の助成金を会員一人当たり600円を1,200円に改定(6月役員会にて)

・令和5年3月:9. 役員等の活動費に ⑨防火管理者 10,000円を追加(令和5年3月役員会にて)